

(週刊金曜日 1333号 2021年6月18日)

## 強制動員訴訟への消極的判断が相次ぐ理由

### 「対日融和」への政治的判断ではない。

今年1月8日、ソウル中央地方法院（地裁に相当）が日本軍「慰安婦」被害者への賠償を命じた画期的な判決（1.8判決）を宣告して以降、強制動員被害者らに不利益とされる3件の判決と決定が相次ぎ、日本の各メディアは韓国の司法は「ゆりもどし」しているなどと報道した。報道の主な内容は以下のようになる。

- ① 4月21日、同法院民事15部(閔聖喆<sup>ミンソンテョル</sup>裁判長)は日本軍「慰安婦」被害者が日本国を訴えた第2次訴訟で、日本の主権免除を認めて請求を却下した。
- ② その直後、1.8判決の裁判部(民事34部)が原告の訴訟費用確保のための日本政府資産差し押さえ申立を却下した（後述するが正確ではない報道）。
- ③ 6月7日、②と同じ民事34部(金亮澹<sup>キムヤンホ</sup>裁判長)はソウルの太平洋戦争遺族会が主導する徴用被害者らの集団訴訟を「日韓請求権協定により裁判で請求できなくなった」として却下した(①と③の裁判官は別人であり、同じ裁判官による判決とした日本の報道は初歩的な誤報である)。

### 奇妙な訴訟費用決定

①は残念な判決ではあるが、この判決のような保守的な国際法観が人権中心の新しい国際法観とせめぎあっているからこそ、1.8判決が「画期的」だったのである。閔聖喆裁判長の法廷での言説を通じて却下の可能性は予想されていて、この判決が1.8判決以降の韓国司法全体の流れを示すものでもない。予断は許さないが今後上級審で原告らの主張が認められる可能性は十分にある。

一方、②の報道は奇妙だった。「原告の求めた強制執行を裁判所が否定した」、「訴訟費用の強制執行を否定したので損害賠償の強制執行も否定されるだろう」、「原告の一部が日韓合意による支援金を受け取ったことが却下の理由だ」、「判決を執行すると国際法上の禁反言に反すると判断した」などと報じられ、何のことか要領を得ない。原告は強制執行の申立をしていないし、強制執行は本案裁判所(民事34部)の管轄でもないのだ。

その後、決定文を入手して確認すると、3月29日に訴訟費用に関する決定がだされていたことが分かった。原告らは無資力なので訴状に貼る印紙代(約33万円)の支払を猶予されているが、それを敗訴者の日本国から取り立てることはしないというだけなのだ。決定を出

したのは1.8判決を宣告した金正坤<sup>キムジョンゴン</sup>裁判長の後任として2月に赴任した金亮澁裁判長だが、この裁判官が決定の理由の中に、1.8判決や強制執行に反対する意見など、書く必要もないことを書き込んでいたのだった。

## 1回で結審し判決宣告

そして、その金亮澁裁判長が6月7日の③の判決を宣告し、元「徴用工」の日本企業に対する損害賠償請求を認めた2018年の大法院判決を真っ向から否定した。

下級審が確定判例を見直そうとすること自体は不当ではない。しかしその場合には判例を信じた当事者に不意打ちとならないように裁判所の心証を示して慎重な審理を行い、判例が不合理であることを客観的かつ説得的な理由で示す必要がある。ところが、同裁判長は5月28日の第1回弁論で「すでに大法院判決があるので論点は整理されている」と述べて直ちに結審し、いきなり大法院判決と反対の趣旨の判決を宣告した。しかも判決期日に多数の原告が集まるのを妨げるために、6月10日の宣告日を突然7日に変更し、当日の朝になってメールや電話で代理人弁護士に通知したという。常軌を逸した乱暴な訴訟指揮である。

この裁判官には議政府<sup>ウイジョンブ</sup>地方法院判事時代の逸話がある。誣告罪に問われた被告人に懲役1年の実刑判決を宣告したところ、被告人が「でたらめ裁判だ」と騒いだ。すると、この裁判官はその場で懲役1年を懲役3年に修正して報復したというのだ(2017年1月19日付「中央日報」)。どうにも奇矯な裁判官のようだ。

## 「国の威信が地に墜ちる」

判決理由の主要部分は「日韓請求権協定によって個人の請求権は消滅しないが裁判で請求することはできなくなった」とする2018年の大法院判決の少数反対意見の引き写しである。大法院判決の多数意見を否定する理由として「条約不履行を正当化する理由として国内法を援用することはできない」というウィーン条約法条約を引用し、「国際的に日本の植民地支配を不法とする資料はなく、植民地支配の不法を前提とする多数意見は国内解釈に過ぎないから、条約の不履行を正当化することはできない」と述べている。しかし、これは確定判例を不合理とする理由としては全く説得力に欠ける。

国連国際法委員会が日本の韓国併合を不法と断定したこともあるし、多数意見は請求権協定の適用範囲を解釈したのであって不履行を正当化しているのではない。また、多数意見と同じ結論をとる個別意見は植民地支配の不法性を必ずしも前提としていないのである。

続いて判決は、仮に「原告らの訴えを認めて強制執行したら国際裁判になるかもしれない」

「領土事案」「慰安婦事案」「強制動員事案」のどれかひとつでも国際裁判で敗訴したら「ようやく世界 10 強に入った大韓民国の文明国としての威信が地に墜ちる」、「国格と国益に致命的な損傷を受けることは明白だ」など言う。これは法解釈ではなく個人の妄想による不安感の独白である。そしてその独白の末に、国家安保、秩序維持のためには原告らの裁判を受ける権利が制限されてもやむを得ないと言い切るのである。

韓国の与党政治家から「日本の裁判官が書いた判決か？」という声があがったというが、日本の裁判官に失礼である。これほど人権に無関心な判決は日本の 100 件の戦後補償裁判の中でも 1~2 例しか思い浮かばない。まさに「大韓民国の文明国としての威信」を「地に墜とす」判決である。

### **対日メッセージではない**

このように、②③のケースは被害者の人権を重視する司法の流れに反発する 1 人の裁判官の暴発であり、やはり韓国司法全体の流れを示すものではない。まして、韓国政府の動向と結び付けて評価すべきものでもない。「6 月 7 日の判決は文大統領の対日融和のメッセージ。(11 日からの) G7 への出発日に合わせて宣告日を繰り上げた。」という陰謀論のような報道まであるが、この報道の底には韓国に司法権の独立、裁判官の独立があるという事実をどうしても認めたくないという偏見が潜んでいる。

もちろん韓国にも、被害者らの権利主張が国家安保を脅かすと恐れる人々や、権利を主張する女性を嫌悪する人々も多数存在する。今回の判決や決定がそのような考えを反映していることは否定できない。これからもこのような司法判断が現れることがあるだろう。しかし、この数十年の動きをみると、日本の司法とは異なり、韓国の司法が一進一退を繰り返しながら人権重視の方向に着実に進んでいることは疑いない。

[→HOME](#)